

# 「中間前払金」利用のしおり

～ 当該工事の資金繰りの改善、経営基盤の強化にご活用ください ～

## ■中間前金払制度とは

山形県発注工事では、当初前払金(請負金額の40%)に加え、簡単な手続きで請負金額の20%を「中間前払金」として請求可能です。

請求にあたって、部分払いのような出来高検査はありません。

建設企業の資金繰りの改善、受発注者双方の事務省力化に資する制度として、山形県では平成12年より導入し、活用を促進しています。

山形県ホームページ「中間前金払制度の活用促進について」  
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/doboku/180030/gs/mae.html>

## ■対象となる工事

当初請負金額 100万円以上の工事

## ■請求の要件

- ① 請負契約時に中間前金払を選択(契約書に中間前払金額を記入)していること  
(当分の間、記入がなくとも部分払い請求前であれば中間前金払に変更可能とします)
- ② 工期の1/2が経過していること
- ③ 工期の1/2までに実施すべき作業が終了していること
- ④ 出来形が50%以上あること

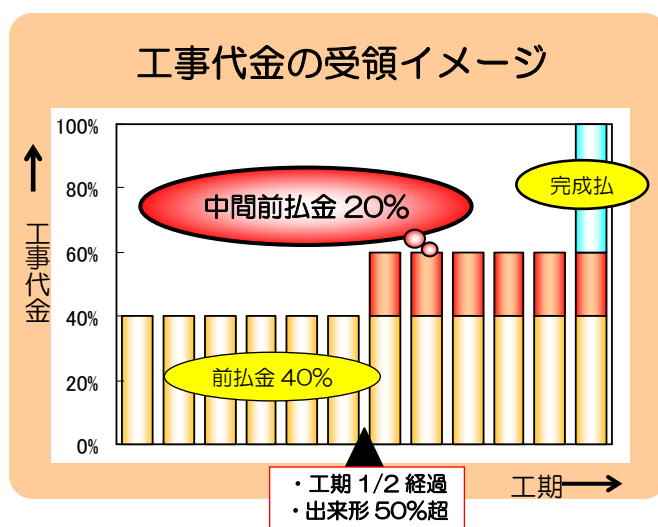
## ■中間前払金のメリット

### ◇ 工期後半の資金需要に対応

完成払を待たず、工期半ばに必要な資金を調達出来ます

### ◇ 手続きが簡単

出来高検査が無く、請求手続きは書面のみで行ないます



山形県

## 中間前払金 Q&A

Q 1) 中間前払金を利用するには、請負契約時にどうすればよいですか？

→請負契約書の「中間前払金」欄に金額（請負金額の20%）を記入してください。

Q 2) 請負契約時に中間前払金の額を記入した場合、必ず請求しなければなりませんか？

→いいえ。必ず請求する必要はありません。

請求する／しないは、工期が1/2を経過した時点で判断してください。

Q 3) 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

→以下3点を満たしたことを確認してください。

- ①工期の1/2が経過していること
- ②工期の1/2までに実施すべき作業が終了していること
- ③出来形が50%以上あること

Q 4) 認定請求までの施工期間中に必要な手続はありますか？

→毎月の履行状況を「工事履行報告書（県様式第10号の3）」で監督職員へ提出してください。ただし、請負金額が1,000万円未満の場合は、認定請求時に「工事履行報告書」を提出してください。

Q 5) 請求時に発注者に提出する書類は、何ですか？

→下記の書類に必要事項を記入のうえ提出し、「中間前金払認定調書」の交付を請求してください。

- ①中間前金払認定請求書（県様式第10号の2）
  - ②工事履行報告書（県様式第10号の3）
- ※詳細は発注部局にご確認ください

Q 6) 保証事業会社の保証証書は必要ですか？

→必要です。

発注者から交付を受けた「中間前金払認定調書」を保証事業会社に提出し、中間前払金保証の申込を行ってください。

保証の手続については、保証事業会社へお問い合わせください。

Q 7) 認定請求から支払までの流れはどのようになりますか？

→概要は以下のとおりです。

